

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

香川県県税事務所規則（平成21年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第5条 県税事務所に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 専門主任</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 副主幹、<u>専門副主幹、主任及び専門主任</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 県税事務所に、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 副主幹、<u>専門副主幹及び主任</u>は、上司の命を受けて、事務を処理する。</p> <p>6 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。